



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	憲法調査会の活動
Author(s)	山岡, 規雄; YAMAOKA, Norio
Citation	北大法学論集, 54(1), 219-236
Issue Date	2003-04-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15201
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(1)_p219-236.pdf



憲法調査会の活動

国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課憲法室副主査

山 岡 規 雄

序 はじめに

私が所属しています調査局の憲法室がどのような組織か、というところからお話したいと思います。

国立国会図書館の調査及び立法考査局政治議会課憲法室の山岡と申します。本日はこのような会にお招きいただきまして、どうもありがとうございます。まず、自己紹介を兼ねまして、調査局では、広く国政全般に関しまして、国会議員の依頼に応じて文献複写や調査報告書の作成といった情報提供のサービスを行っておりますが、平成一二年の一月に、国会に憲法調査

会が設置されたことを受けまして、翌月の二月に憲法調査会対応のユニットを調査局に設置いたしました。そして、その翌年の平成一三年四月に組織再編が行われました。現在政治議会課憲法室として、憲法と憲法調査会の所掌に属する事項について調査活動を行っているところであります。

憲法室というのは、こういうかたちで、憲法調査会対応の組織として作られたのですけれども、憲法調査会の委員以外の国会議員からの調査依頼であっても、憲法関連のものであればこの憲法室で引き受けております。こうした調査依頼に対する回答のほかにも、憲法調査会の動向を把握するために、憲法調査会の会議、幹事会等には室員の少なくとも一名が必ず陪席するようにしておりますし、また、地方公聴会にも同行し、海外調査にも一部同行させていただいております。

このようなかたちで衆参の憲法調査会の活動に直に触れているという理由で、私をここにお招きいただいたのかと思います。ただ、私は、先ほど報告された橋課長のように自らの実務を理論的に考察するというを行っておりませんので、私の話は単なる事実経過になってしまいかもありません。ちょっと単調なお話になるかもしれませんが、しばらくお付き合いいただきたいと思っております。

さて、一時間程度のお話ということだったのですけれども、実を言いますとそれだけの時間お話しできるか自信がありません。といいますが、あとでお話ししますけれども、これまで調査会というのは、論点を絞って議論するというよりは比較的広いテーマで自由に意見を述べ合っているという状況でして、この議論の内容を要約するというのはちょっと難しい作業であるという実情があります。それから私の立場上、公平な評価を下さなければいけない実情もございます。議論の内容を要約するとなりますと、ある程度の取捨選択をしなければいけないということになります。公平を期するとそうした取捨選択を放棄せざるを得ません。しかし、そうしますと、とてもこの一時間で紹介できるような量ではなくなってしまう。そういう大事な事情であまり自身の分析に踏み込まず、概括的な話に終始してしまうのですけれども、何とか四〇分以上はお話しできたら宜しいかと考えております。

実は、いま私が申し上げました課題であります、公平に取捨選択をせずに調査会の議論の内容をまとめるという作業は、今まさに衆議院憲法調査会が、秋に作成される予定の中間報告書に向けて直面している課題であります。⁽¹⁾ですから、詳しく議論の全貌を知りたいという方にはそちらの中間報告書をご参照し

ていただくということで、私の話は概括的なものにとどめたいと思います。

1 憲法調査会設置の経緯

まず最初に、憲法調査会設置の経緯についてお話ししたいと思います。憲法調査会の設置の発端となった重要な出来事といたしまして、平成九年五月二三日に「憲法調査委員会設置推進議員連盟」という議連が超党派（但し、共産党と社民党を除く）の議員によって結成されたということを、まず指摘しておく必要があると思います。この議連は、憲法施行五〇年を契機に結成されたものでありまして、この名称のとおり、憲法議論のための常任委員会を国会に設置するという目標で活動を開始しました。

現在は、その目標が達成されたといえますか、常任委員会ではありませんが調査会が設置されましたので、「憲法調査推進議員連盟」と名称を変えています。

議連の設立趣意書から一部を抜粋して紹介いたしますと、「冷戦構造の崩壊にともなう国際関係の変化、地球環境問題の深刻化、価値観の多様化、地方分権と共生社会の必要性など、新たな諸問題も生じてきており、現行法制との乖離現象も多々指摘

されて」いるため、「憲法論議が喫緊の課題」であると述べられています。

翌年の平成一〇年五月に、自民党の総務会で、憲法調査のための常任委員会を新設するための国会法改正案を国会へ提出することが承認されています。そして、平成一〇年の、秋の臨時国会にもその法案を提出するという方針を自民党としては固めたのですけれども、民主党と公明党から慎重論が出されまして、結局、平成一〇年の臨時国会への法案提出は見送られ、翌年の通常国会に先送りすることになりました。

年が明けまして、平成一一年の一月末に、民主党から常任委員会ではなく法案提出権のない調査会を設置するという方法が提案されました。同年三月には与野党幹事長会談が開かれました、自民・民主・公明・自由・改革クラブの五党が、議案提出権のない憲法調査会の設置ということで合意しました。

その後、衆議院議長の私的諮問機関である議会制度協議会における協議、それから、衆議院議院運営委員会の国会法改正等に関する小委員会での議論を経まして、同年七月六日に、国会法の一部を改正する法律案と衆議院憲法調査会規程案を衆議院議院運営委員会提出案とすることが決定され、同日、衆議院本会議で、自民、自由、民主、公明、改革クラブなどの賛成多数

で可決されました。調査会設置の不要を主張していました共産党と社民党は、反対もしくは本会議場から退席しました。昭和三〇年代の内閣憲法調査会ときは、設置に反対した社会党と共産党は参加もしなかったのですが、今回の場合は、設置が決まった以上は参加するという方針を採りまして、現在、憲法調査会の議論に参加しています。

こうして衆議院で可決された後、参議院において、参議院にも憲法調査会を設置するという修正が加えられました。そして、平成一一年七月二十九日に衆議院がその回付案に同意しまして、国会法の改正案が成立したわけです（同年八月四日公布）。その次の年、平成一二年一月二〇日（第一四七回国会召集日）に、衆参に憲法調査会が設置されまして、第一回の調査会が開かれることになりました。

憲法調査会の設置を検討した議会制度協議会における議論では、調査会の調査期間をどの程度にするかという点で意見の対立がありました。自民党や自由党は二年、三年という期間を主張しましたが、民主党と公明党がもう少し長い期間で慎重に議論すべきであると主張しました。結局、この点については、議院運営委員会の申合せとして、「調査期間は、概ね五年程度を目途とする」ことで決着がつかしました。現在、調査会が設置さ

れてから約二年半が経過していますので、概ね五年程度という調査期間の大体半分が終了したことになります。

そのほかの議院運営委員会申合せ事項としては、憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する、それから、会長が会長代理を指名し、野党第一会派の幹事の中から選定する、という旨の申合せがなされています。これは衆参ともに同じです。

2 憲法調査会の組織

①憲法調査会設置の趣旨

次に憲法調査会の組織について、まず設置の趣旨からお話したいと思います。衆参の各々の憲法調査会規程の第一条によりますと、「憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うものとする。」と規定されています。

この第一条をどのように理解するかによって、今後の憲法調査会の活動の方向性に影響が出てくるのではないかと思います。といいますのも、いわゆる改憲派と護憲派の意見の対立がここに表れてくるわけでありまして、改憲に積極的な委員からは、憲法調査会で憲法改正の方向性を示して、そのあとで議案の審議権のある別の委員会などで早速憲法改正の審議に移るべきだ

という意見が出る一方で、いわゆる護憲派の委員からは、この憲法調査会は憲法改正のための調査会ではなくて、むしろ憲法が生かされていない現状を検証するための場であるというような意見が出てくるわけであります。このように憲法調査会の位置付けに対する認識がまったく異なっているのが現状です。

ともあれ、設置の趣旨は、「日本国憲法の広範かつ総合的な調査」ということになっています。

②憲法調査会の構成

次に構成ですけれども、委員の人数については、衆議院が五〇名、参議院は四五名となっています。この人数は予算委員会と同じ人数で、ほかの委員会に比べて比較的規模の大きい会になっています。

衆議院憲法調査会の会長は中山太郎議員です。参議院憲法調査会の会長は、最初は村上正邦議員でしたが、平成一三年一月三一日から上杉光弘議員に交代しています。⁽²⁾

現在の委員の会派別の構成ですけれども、衆議院憲法調査会では、今年の七月現在で、自民党が二五名、民主党が一四名、公明党が四名、自由党、共産党、社民党がそれぞれ二名、保守党が一名という構成となっています。また、九名の幹事がいま

して、自民党が五名、民主党が三名、公明党が一名を出しています。現在、衆議院憲法調査会では、小委員会が四つ設置されています。それぞれの小委員会に一六名の議員が所属しています。小委員会の委員長は幹事から出すという方針になっています。「基本的人権の保障に関する調査小委員会」の委員長は民主党の鳥聡幹事、「政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会」の委員長は自民党の高市早苗幹事、「国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会」の委員長は自民党の中川昭一幹事、「地方自治に関する調査小委員会」の委員長は自民党の保岡興治幹事となっています。⁽⁴⁾

続いて、参議院の憲法調査会委員の会派別構成ですけれども、自民党と保守党が統一会派を組んでいます。二二名、民主党が一一名、共産党が四名、公明党が四名、国会改革連絡会（自民党と無所属の議員で作っている会派）が三名、社民党が一名という構成になっています。幹事の構成は、自民党・保守党五名、民主党二名、共産党一名、国会改革連絡会一名という構成になっています。

衆議院、参議院ともに幹事会が憲法調査会の運営について協議しています。幹事会には、前述の幹事以外に小会派からも委員がオブザーバーとして幹事会に出席しています。衆議院の場

資料 合は、自由党、社民党、共産党、保守党から一名ずつ、参議院の場合は公明党、社民党から一名ずつオブザーバーを出して幹事会の協議の場に参加しています。

衆参の各々の憲法調査会規程の第九条によりますと、憲法調査会は閉会中も開くことができますことになってはいますが、これまでに閉会中に開かれたことはありませんでした。

それから、憲法調査会規程の第一七条によりますと、公聴会を開くことができることになっては、衆議院では過去五回、参議院では過去二回、公聴会が開かれています。

憲法調査会規程の第二二条によりますと、憲法調査会の会議は原則公開となっております。他の委員会ですと国会法で原則非公開と定められていますので、この点は憲法調査会の特徴と言ってもいいのかもしれませんが、他の委員会でも実際には原則公開で運用されていますので、実質上、大きな差はないのかもしれませんが。会議録については、もちろん国会図書館のホームページ⁽⁵⁾でも参照できますけれども、衆議院の憲法調査会のホームページ⁽⁶⁾では、全文のほかにも内容の要約が載せられていますので、大まかに議事内容を知りたいという場合にはそちらを見ていただくのが便利かと思えます。

3 憲法調査会の活動内容

次に、憲法調査会の活動内容に入りたいと思います。

とりあえず統計的な話から始めますと、衆議院では、平成二年一月二〇日の第一回から始まって、これまで三六回の調査会が開かれては、そのほかに四つの小委員会がそれぞれ五回の会議を開いています。それから公聴会が五回開かれたというのは先ほどお話ししたとおりです。参議院は、三三回の調査会と二回の公聴会を開いています。

会議の定例日は、衆議院の憲法調査会が木曜日、参議院が水曜日となっております。両者ともなるべく隔週で開くという方針で運営がなされています。

① 調査の形式

次に調査の形式ですが、これまでの憲法調査会は、ほとんど、参考人を呼んで意見を聴取し、それに対して質疑を行うという形式で行われています。

これまでの通例でいいますと、衆議院の憲法調査会におきましては、参考人を招致する場合には午前一名、午後一名というかたちで呼んでいます。意見陳述の時間ですが、第一五三

院憲法調査会からお話したいと思います。

回国会までは、意見陳述の時間が約1時間、そのあと委員からの質疑の時間が約二時間二〇分となりました。これが午前と午後にありますので、一日に約七時間という結構長丁場の会議をしていました。今国会からは小委員会形式を採りまして、

議事の進行の方法も少し変わり、最後に委員間の自由討議が入りました。参考人の意見陳述は約四〇分、質疑の時間も約一時間四〇分に短縮されまして、最後に自由討議のための時間が約四〇分間取られています。

一方、参議院の憲法調査会は、約二時間の会が通例でして、参考人を呼ぶ場合は一回の調査会につき二名を招致するのが通例でした。参考人一名についてそれぞれ二〇分の意見陳述、残りの一時間二〇分で質疑というパターンになっていました。このまへの第一五四回国会では、参考人の意見陳述の時間を少し多くしたほうがいいということで、参考人が一名になった場合もありました。

②憲法調査会の活動内容

次に、どのようなテーマで会議が進行しているのかということですが、どのようでも、「憲法調査会の活動経過」という表1を参照していただきたいと思います。それでは、まず表の左側の衆議

△憲法調査会の活動経過／衆議院▽

●第一四七回国会

最初の平成一二年一月二〇日の憲法調査会は、会長と幹事の互選という事務的な手続きが主でして、二回目の調査会から本格的な議論が開始されました。

第二回の憲法調査会では、憲法に対する基本的な考え方やどのような姿勢で憲法調査会の議論に臨むかといったことについて、各会派の代表が意見を述べることが行われました。先ほど、あまり議論の中心には立ち入らないということを申しましたけれども、一応、この第二回の憲法調査会だけについては簡単にご紹介したいと思います。

まず、自民党ですけれども、自民党は憲法そのものに対する評価や見解には特に触れませんでした。憲法の制定経緯の調査と内閣憲法調査会の報告書の検討が必要であるという、憲法調査会の調査の内容に対する要望を述べて終わっています。

次に、民主党ですけれども、民主党は日本国憲法の功績を認めるが、改正を一切認めないという態度は取らず、いわゆる「論憲」の立場で議論に臨むということを述べました。それから、

憲法調査会の調査の内容に対しては、二〇世紀の総括と二一世紀の展望についての議論が必要であるということを主張しました。

次に公明党ですけれども、基本的な方針として憲法九条を堅持すること、それから「国民主権」、「恒久平和」、「基本的人権」の三原則は普遍のものとしつつも、憲法について国民的に議論することの意義は大きいという見解を述べました。

続いて自由党です。当時は、まだ自由党と保守党が分裂していないときでしたけれども、「私学助成」、「環境問題」、「プライバシー保護」、「日本の国際的な役割」といった具体的な論点を挙げて「憲法と現実の乖離」を指摘しまして、新憲法を作成するという方向で議論を進めるべきだという見解を示しました。また、具体的なタイム・スケジュールも示して、三年目には憲法調査会として新しい憲法の概要を示して、五年目には新憲法の制定を図るということを提案しています。

次に共産党ですけれども、今述べたような自由党の方針は憲法調査会の目的から逸脱すると批判しまして、「日本国憲法の先駆的な内容を明らかにする調査」、「日本国憲法の原則に照らした現実政治の実態の調査」、「日本国憲法の制定過程の調査」と「改憲論が出されてきた経過に関する調査」の必要性を主張しました。

最後に社民党ですけれども、憲法改正の必要性を否定しまして、憲法改正に反対する姿勢を示しました。そのほか、日本国憲法の先見性を主張して、「憲法制定後の憲法違反の問題の検証」の必要性を訴えました。以上が第二回の憲法調査会の概要です。

再び、表1「憲法調査会の活動経過」に戻ります。そのあと平成一二年二月二四日からの憲法調査会は「日本国憲法の制定経緯」というテーマで行われました。参考人の意見陳述とそれに対する質疑という構成の憲法調査会が五回（表1の③から⑦まで）続けられました。平成一二年五月一日の第九回憲法調査会（表1の⑨）では、これらの調査に基づいて「日本国憲法の制定経緯」に関する委員間の自由討議が行われました。⑦と⑨の間に、⑧自由討議（平成一二年四月二七日）と書いてありますが、これは、憲法記念日を前にして各委員が憲法に対する自らの意見を述べるという会として、「日本国憲法の制定経緯」をテーマとした調査会ではありませんでした。それはともかくとしまして、計六回の憲法調査会で「日本国憲法の制定経緯」の調査は一応終了しました。ですが、特に結論的なまとめはなされませんでした。先ほど申し上げた秋に作成される予定の中間報告書に、その議論の概略がまとめられて発表されるのでは

ないかと思えます。⁽⁷⁾このように、第一四七回国会は「日本国憲法の制定経過」に関する調査にほとんどの時間が割られました。最後の一回目の憲法調査会で、最高裁判所の事務総局の行政局長からこれまでの主な違憲判決についてその説明を聴取するということが行われました。

●第一五〇回国会から第一五三回国会

次のテーマですけれども、第一五〇回国会から「二一世紀の日本のあるべき姿」という題で、憲法学界にとどまらず、広く有識者から将来の日本の国家像に関する意見を聴取するという活動が行われました。招致された参考人の総数が二九名で、第一五三回国会まで約一年弱の期間行われました。参考人として呼ばれた方々は、作家であるとか、科学史の専門家、ゲノムの研究者や企業家など様々な分野に及んでいました。

●第一五四回国会

こうした総合的なテーマで調査を進めた後で、先の第一五四回国会からは四つの小委員会に分かれまして、もう少しテーマを絞ったかたちでの検討が開始されました。その四つの小委員会といえますのは、先ほど申しましたように、「基本的人権の

保障に関する調査小委員会」、「政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会」、「国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会」、「地方自治に関する調査小委員会」です。小委員会の名称がやや長いので、表1ではすべて名称を略した上で、あたまたに◎印を付けてまして、後ろの括弧で回次を示しておきました。

招致された参考人の顔ぶれはこの表のとおりですが、どういうテーマで話されたかということを簡単に紹介しますと、最初の小委員会であります平成一四年二月一四日の「基本的人権の保障に関する調査小委員会」では、棟居快行教授から『新時代の人権保障』というテーマで総論的なお話がありました。高橋和之教授からは持論の国民内閣制など議院内閣制についてのお話がありました。そして、松井芳郎教授からはPKOについて、岩崎美紀子教授からは連邦制と地方分権について、山口二郎教授からは政官関係について、安念潤司教授からは外国人の人権についてのお話がありました。第一五三回国会に続いて二回目の登場となる森田朗教授は、市町村合併など地方分権改革について、島山襄JETRO理事長は自由貿易協定について、阪本昌成教授はいわゆる新しい人権について、大石眞教授は二院制について話されました。その後、沖縄での地方公聴会を挟みま

して、寺島実郎三井物産戦略研究所長からはアメリカの世界戦略と日本のとるべき安全保障制度について、神野直彦教授からは地方財政について、松井茂記教授からは違憲審査制について、伊藤哲夫日本政策研究センター所長からは保守派の立場からの基本的な権論について、片山善博鳥取県知事からは地方分権の課題について、田久保忠衛教授からは安全保障政策について、それぞれお話がありました。続いて、札幌での地方公聴会を挟みまして、草野忠義日本労働組合総連合会事務局長からは労働基本権について、八木秀次助教授からは明治憲法について、中村民雄助教授からは欧州統合の状況について、北村正恭三重県知事からは実務経験に基づく地方自治の取り組みについてお話がありました。そして、第一五四回国会の最後の憲法調査会では、各小委員会の委員長から調査の概要の報告がありまして、委員間の自由討議が行われています。

●公聴会について

また、五回の地方公聴会が開かれていまして、表1では○印で表記しておきました。最初の地方公聴会である平成一三年四月一六日の仙台地方公聴会を皮切りにしまして、同年六月四日の神戸地方公聴会、十一月二六日の名古屋地方公聴会と続き、

翌年四月二二日に沖縄、六月二四日には札幌で地方公聴会が実施されています。

公述人の選び方についてはですが、最初の二回の仙台と神戸の地方公聴会では、各会派推薦の八名と一般公募二名の合計一〇名という人選でしたが、三回目の名古屋地方公聴会からはすべて一般公募となっています。名古屋の地方公聴会では、ちょうどテロ特措法が議論になって時期でもありましたので、「国際社会における日本の役割」というテーマが設定されました。

●海外調査について

衆議院の憲法調査会では過去二回の海外調査を実施しています。

一回目の海外調査では、ドイツ、スイス、イタリア、フランスを訪問しました。各国での訪問先は、表2に書いておりですが、訪問国の憲法のほかにも、二〇〇〇年に新憲法が発効したフィンランドから日本大使館職員を呼んで説明を受けるということも行われています。

二回目の海外調査の訪問国は、ロシア、ハンガリー、オランダ、イスラエル、スペインであります。ハンガリーでは、ポランド、チェコ、ルーマニアの東欧諸国の大使を呼んで、各国

の憲法に関する説明を聴取しましたし、オランダでも、スウェー

デン、デンマーク、ベルギーといった王制諸国の日本大使館職員を呼んで各国憲法についての説明を聴取するなど、実際に訪問していない国についても調査しています。

その調査結果については大部の報告書が作成されていますが、それは衆議院のホームページでも参照できるようになっています。

△憲法調査会の活動経過／参議院▽

続いて参議院の憲法調査会についてお話しします。今度は、

表1『憲法調査会の活動経過』の右側になります。

●第一四七回国会から第一五〇回国会

第一五〇回国会までは、参議院憲法調査会では特にテーマを設けませんでした。文明論、歴史論等を含めた日本国憲法に対する意見ということでは何回かの会議が開かれました。表でいいますと、第一四七回国会の④と⑧、第一五〇回国会の②にあたります。第一四七回国会ではユニークな取り組みがありまして、二〇名の学生を呼んで日本国憲法に対する意見を聴取するという会（表1の⑤）が行われましたし、日本国憲法の制定に係わったGHQの関係者からの意見聴取（表1の⑦）が行われていま

す。

●第一五一回国会から第一五四回国会および公聴会について

第一五一回国会からテーマが設けられまして、「国民主権と国の機構」というテーマで九回の憲法調査会が行われました。一回につき二名の参考人を招致して、意見の聴取と質疑を行っています。「国民主権と国の機構」という大きなテーマでしたが、参考人に対しては、原則として特に分野を特定することなく、参考人の専門、関心に沿った自由な意見の開陳を求めたようです。第一五一回国会の最後には、内閣法制局、第一五三回国会では最高裁からの意見聴取を行っています。

第一五四回国会では、参議院の憲法調査会でも公聴会が二回行われましたが、衆議院とは違いまして、いずれも東京で開催しています。一回目の公聴会は、全体が「国民主権と国の機構」というテーマで活動していた時期でしたので、午前中に「国会の在り方と二院制」というテーマで三名の公述人が、午後は「地方自治と地方分権」というテーマで四名の公述人が、それぞれ意見を述べています。

そして、「国民主権と国の機構」というテーマの締めくくりに議論として、平成一四年四月一〇日に委員間の自由討議が行

料 われています。

資 その次のテーマとしまして、今年の四月末から「基本的人権」というテーマが設けられ、現在、調査を進めているところです。五月には二回目の公聴会が開かれまして、「私たちにとつての人権」というテーマで、在日韓国人の方や障害者の方を含めた八名の公述人が意見を述べています。

人権に関する参考人意見聴取においては、最初の二回（表1では⑤⑥）で総論、続いて公共の福祉と国民の義務（⑦）、人権の国際化（⑧）について検討されました。そして第一五四回国会の最後には、日弁連からの意見聴取が行われています。

● 海外調査について

参議院の憲法調査会でも海外調査を行っています。一回目の海外調査ではアメリカを訪問し、二回目はドイツ、スペイン、イギリスを訪問していきまして、主な訪問先は表2のとおりです。調査の概要については参議院憲法調査会のホームページから参照することができますようになっていきます。

4 おわりに

最後に簡単なまとめの話をしたとは思ったのですが、先ほどもお話ししたように、なかなか中身に踏み込んで総括することは難しいので、外面的な特徴をいくつか指摘して、締めくくるとさせていただきますと思います。

まず、二つ目の特徴ですが、今までお話ししてきたことからわかるように、これまでの憲法調査会は有識者からの意見聴取が中心となつてのことです。委員間の意見交換も何回か行われていますが、その場合でも委員自身の見解の開陳はなされるものの、双方向的な論戦が交わされるということはありません。二つ目の特徴は、最初に若干触れましたように、憲法調査会の位置付け自体に関して党派間に共通の認識がなく、議論の進め方に苦慮しているのではないかと印象を受ける点です。

ある会派は、憲法調査会は議案の提出権こそ持つていないけれども、憲法改正を論じること自体が禁じられているわけではないから、各党が改正案を出し合うなりして改正案の是非を議論すべきである、というような考えを持っているのに対して、別の会派の委員は、憲法調査会は憲法改正を議論する場ではなく、むしろ憲法が生かされていない現状を調査するための場である、という考えで臨んでいます。

このような議題設定に対する認識のズレがある中、今後憲法調査会がどのような方向に進むのか、私には占いがありませんが、この約二年半の調査会では、非常に多岐にわたる有識者の意見を集めることができましたので、前半の活動は後半の議論に向けての基礎を固める意義があったのではないかと思います。

後記——本稿は、北海道大学の立法過程研究会の夏季研究総会における報告に修正を加えた上で、まとめたものである。当時、憲法調査会は第一五四回国会における調査を終了し、海外調査を予定している時点であった。この報告の内容を本誌に採録するに当たって、その後の活動状況を追記し、補足するという選択肢もあったが、憲法調査会が「概ね五年程度」という調査期間の約半分を終了した時点であって区切りがいいという理由から、また、報告当時の内容をなるべく忠実に反映した方がよいと判断したため、追加修正は行わなかった。その代わりに、注によりその後の状況について部分的に補記することとした。

(1) 衆議院憲法調査会は平成一四年一月一日に中間報告

を衆議院議長に提出した。内容としては、発足から第一五四回国会までの調査会における委員及び参考人等の発言をテーマ別に整理したものが中心となっている。

(2) その後、平成一四年一〇月一八日に野沢太三議員に交代した。

(3) 第一五六回国会からは保守新党。

(4) 第一五五回国会において、幹事、小委員長の交代があり、第一五六回国会では、小委員会の再編成が行われた。

すなわち、平成一五年一月三〇日に、「最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会」（委員長は自民党の保岡興治幹事）、「安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会」（委員長は自民党の中川昭一幹事）、「基本的人権の保障に関する調査小委員会」（委員長は民主党の大出彰幹事）、「統治機構のあり方に関する調査小委員会」（委員長は自民党の杉浦正健幹事）が設置された。

(5) <http://kokkai.ndl.go.jp/>

(6) http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm

(7) 『衆議院憲法調査会中間報告書』第三編第三章第二節で委員の意見が整理されている。pp. 157-177

(8) http://www.sangin.go.jp/japanese/kenpou/m_shiryou.htm

表1 憲法調査会の活動経過

	衆議院	参議院	
第147回国会	H.12.1.20 ①会長及び幹事の互選	H.12.1.20 ①会長の互選及び幹事の選任	
	H.12.2.17 ②各党の意見表明	H.12.2.16 ②今後の調査会の進め方	
	H.12.2.24 ③ (日本国憲法の制定経緯) 駒澤大学法学部教授・駒澤大学大学院法学研究科委員 長 西修君 日本大学法学部教授 青山武憲君	H.12.3.3 ③調査会の進め方及び憲法を巡る諸問題に関する意見交換	
	H.12.3.9 ④ (日本国憲法の制定経緯) 獨協大学法学部教授 古岡彰一君 広島大学総合科学部助教授 村田晃嗣君	H.12.3.22 ④ (文明・歴史論等を含めた日本国憲法に対する意見の聴取) 電気通信大学教授 西尾幹二君 専修大学経済学部教授 正村公宏君	
	H.12.3.23 ⑤ (日本国憲法の制定経緯) 名古屋大学名誉教授 長谷川正安君 香川大学法学部教授 高橋正俊君	H.12.4.5 ⑤ 「学生とともに語る憲法調査会」	
	H.12.4.6 ⑥ (日本国憲法の制定経緯) 東京大学法学部教授 北岡伸一君 筑波大学社会科学系教授 進藤榮一君	H.12.4.19 ⑥憲法を巡る諸問題に関する意見交換	
	H.12.4.20 ⑦ (日本国憲法の制定経緯) 神戸大学大学院法学研究科教授 五百旗頭真君 横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授 大川晃君	H.12.5.2 ⑦ (日本国憲法の制定過程) 元連合国最高司令官総司令部民政局調査専門官 ベアテ・シロタ・ゴードン君 元連合国最高司令官総司令部民政局海軍少尉 リチャード・A・ブル君	
	H.12.4.27 ⑧自由討議	H.12.5.17 ⑧ (文明・歴史論等を含めた日本国憲法に対する意見の聴取) 国立民族学博物館館長 石毛直道君 埼玉大学名誉教授 輝峻淑子君	
	H.12.5.11 ⑨ (日本国憲法の制定経緯) 自由討議		
	H.12.5.25 ⑩ (戦後の主な違憲判決) 最高裁判所当局から説明聴取		
第148回国会	H.12.7.5 ①会長及び幹事の互選	なし	
第149回国会	H.12.8.3 ①今後の憲法調査会の進め方	H.12.8.9 ①委員の海外派遣申請	
	H.12.9.10 海外派遣 (ドイツ、スイス、イタリア、フランス) ~ 9.19		
第150回国会	H.12.9.28 ①海外派遣報告 (21世紀の日本のあるべき姿) 東京大学大学院情報学環教授 田中明彦君 作家 小田実君	H.12.11.15 ① (言論界からの意見聴取) 評論家・秀明大学教授 西浦通君 評論家 佐高信君	
	H.12.10.12 ② (21世紀の日本のあるべき姿) 作家・日本財団会長 曾野綾子君 日本大学大学院総合社会情報研究科教授 近藤大博君	H.12.11.27 ② (文明・歴史論等を含めた日本国憲法に対する意見の聴取) 元上智大学教授 加藤周一君 評論家 内田健三君	
	H.12.10.26 ③ (21世紀の日本のあるべき姿) 財団法人国際東アジア研究センター所長 市村貞一君		
	H.12.11.9 ④ (21世紀の日本のあるべき姿) 東京大学教授 佐々木健君 南山大学教授・法学博士 小林武君		
	H.12.11.30 ⑤ (21世紀の日本のあるべき姿) 東京都知事 石原慎太郎君 ジャーナリスト 櫻井よしこ君		
	H.12.12.7 ⑥ (21世紀の日本のあるべき姿) 評論家・龍澤大学教授 松本健一君 上智大学教授 渡部昭一君		
	H.12.12.21 ⑦ (21世紀の日本のあるべき姿) 国際基督教大学教養学部教授 村上陽一郎君		
		H.13.1.7 ~ 1.14 海外派遣 (アメリカ)	
	第151回国会	H.13.2.8 ① (21世紀の日本のあるべき姿) 岩手県立大学長 西澤潤一君 東京大学教授 高橋達君	H.13.1.31 ①会長の辞任及び補欠選任
		H.13.2.22 ② (21世紀の日本のあるべき姿) 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター・遺伝子構造・機能研究グループプロジェクトディレクター 林崎良英君 日本大学経済学部教授・日本大学人口研究所次長 小川武宏君	H.13.2.21 ②海外派遣報告

憲法調査会の活動

	衆議院	参議院
	H.13.3.8 ㊸ (21世紀の日本のあるべき姿) ソフトバンク株式会社代表取締役社長 孫正義君	H.13.3.7 ③ (国民主権と国の機構) 慶應義塾大学法学部教授・弁護士 小林節君 政策研究大学院大学教授 飯尾潤君
	H.13.3.22 ㊹ (21世紀の日本のあるべき姿) 学習院大学法学部教授 坂本多加雄君 東京大学社会科学情報研究所教授 委尚中君	H.13.3.14 ④ (国民主権と国の機構) 北海道大学大学院法学研究科教授 中村聡明君 駿河台大学法学部教授・法学部長 成田憲彦君
	H.13.4.16 ○仙台地方公聴会	H.13.4.4 ⑤ (国民主権と国の機構) 上智大学名誉教授 渡部祥一君 法政大学法学部教授 江廣崇君
	H.13.4.26 ⑤仙台地方公聴会の報告	H.13.4.18 ⑥ (国民主権と国の機構) 埼玉大学教養学部教授 長谷川三千子君 静岡大学人文社会学部教授 小澤隆一君
	H.13.5.17 ⑥ (21世紀の日本のあるべき姿) 地方財政審議会議員 木村陽子君 九州大学大学院研究院教授 大隈義和君	H.13.5.9 ⑦ (国民主権と国の機構) 太平洋セメント株式会社相談役 諸井俊君 駒澤大学法学部教授 前田英昭君
	H.13.6.4 ○神戸地方公聴会	H.13.5.23 ⑧ (国民主権と国の機構) 早稲田大学法学部教授 浦田賢治君 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 曾根泰教君
	H.13.6.14 ⑦神戸地方公聴会の報告 自由討議	H.13.6.6 ⑨ (国民主権と国の機構) 内閣法制局からの説明聴取 ⑩会長の互選及び幹事の選任
第152回国会	なし	H.13.8.7 ⑩会長の互選及び幹事の選任
	H.13.8.28～9.7 海外派遣 (ロシア、ハンガリー、オランダ、イスラエル、スペイン)	H.13.9.5～9.13 海外派遣 (ドイツ、イギリス、スペイン)
第153回国会	H.13.10.11 ①海外派遣報告	H.13.10.31 ①幹事の選任
	H.13.10.25 ② (21世紀の日本のあるべき姿) 東京大学教授 大沼保昭君 拓殖大学国際開発部教授 森本敏君	H.13.11.7 ②海外派遣報告
	H.13.11.8 ③ (21世紀の日本のあるべき姿) 東京大学法学部教授 長谷部恭男君 東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田朗君	H.13.11.21 ③ (国民主権と国の機構) 最高裁判所事務局からの説明聴取
	H.13.11.26 ○名古屋地方公聴会 (国際社会における日本の役割)	
	H.13.11.29 ④名古屋地方公聴会の報告 (21世紀の日本のあるべき姿) 中部大学中部高等学術研究所所長 武者小路公秀君 城西大学経済学部教授 畑尻剛君	
	H.13.12.6 ⑤ (21世紀の日本のあるべき姿) 自由討議	
第154回国会	H.14.2.7 ①小委員会設置	H.14.1.23 ①公聴会開催承認要求
	H.14.2.14 ●基本的人権 (1) 成城大学法学部教授 榎居快行君 ●政治の基本機構 (1) 東京大学教授 高橋和之君	H.14.2.28 ○公聴会 (国会の在り方と二院制) (地方自治と地方分権の在り方)
	H.14.2.28 ○国際社会 (1) 名古屋大学大学院法学研究科教授 松井芳郎君 ●地方自治 (1) 筑波大学教授 若崎美紀子君	H.14.2.27 ② (国民主権と国の機構) 近畿大学法学部教授 佐藤幸治君
	H.14.3.14 ●政治の基本機構 (2) 北海道大学大学院法学研究科教授 山口二郎君 ●基本的人権 (2) 成蹊大学教授 安念潤司君	H.14.3.29 ③公聴会開催承認要求
	H.14.3.19 ②委員派遣承認申請	H.14.4.10 ④ (国民主権と国の機構) 意見交換
	H.14.3.28 ●地方自治 (2) 東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田朗君 ○国際社会 (2) 日本貿易振興会理事長 島山真君	H.14.4.24 ⑤ (基本的人権) 学習院大学法学部教授 松秀典君
	H.14.4.11 ●基本的人権 (3) 広島大学法学部長 阪本昌成君 ●政治の基本機構 (3) 京都大学教授 大石直君	H.14.5.8 ⑥ (基本的人権) 京都大学大学院法学研究科教授 初宿正典君
	H.14.4.22 ○沖縄地方公聴会	H.14.5.15 ○公聴会 (私たちにとっての人権)
	H.14.4.25 ③沖縄地方公聴会の報告	H.14.5.29 ⑦ (基本的人権) 立命館大学法学部教授 中島茂樹君 日本大学法学部教授 百地章君

衆議院		参議院	
H.14.5.9	<ul style="list-style-type: none"> ○国際社会（3） 三井物産戦略研究所所長 寺島実郎君 ○地方自治（3） 東京大学教授 神野直彦君 	H.14.6.12	<ul style="list-style-type: none"> ⑧（基本的人権） 中央大学法学部教授 横田洋三君 神戸大学大学院国際協力研究科助教 戸塚悦朗君
H.14.5.16	<ul style="list-style-type: none"> ④委員派遣承認申請 	H.14.7.17	<ul style="list-style-type: none"> ⑨（基本的人権） 弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会元委員長 岡部保男君 弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会委員長 村越進君
H.14.5.23	<ul style="list-style-type: none"> ○政治の基本機構（4） 大阪大学大学院法学研究科教授 松井茂記君 ○基本的人権（4） 日本政策研究センター所長 伊藤哲夫君 		
H.14.6.6	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治（4） 鳥取県知事 片山晋博君 ○国際社会（4） 杏林大学総合政策学部教授 田久保忠衛君 		
H.14.6.24	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌地方公聴会 		
H.14.7.4	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的人権（5） 日本労働組合総連合会事務局長 草野忠義君 ○政治の基本機構（5） 高崎経済大学助教授 八木秀次君 		
H.14.7.11	<ul style="list-style-type: none"> ○国際社会（5） 東京大学社会科学研究所助教授 中村民雄君 ○地方自治（5） 三重県知事 北川正恭君 		
H.14.7.25	<ul style="list-style-type: none"> ⑤札幌地方公聴会の報告 小委員長からの報告聴取 自由討議 		

憲法調査会の活動

表2 海外調査における訪問先*

衆議院

期間	訪問国	訪問先
平成12年9月10日～9月19日	ドイツ	連邦憲法裁判所、アルベルト・トハー・ヴォーンハイム養護施設（良心的兵役拒否者と懇談）、日本国大使公邸（在フィンランド日本国大使館員からフィンランド憲法について説明聴取）、連邦議会
	スイス	連邦議会（連邦議会議員、連邦司法警察省憲法・行政部長等と懇談）
	イタリア	日本国大使公邸（塩野七生氏と懇談）、憲法裁判所、下院憲法問題委員会
	フランス	下院、憲法院
平成13年8月28日～9月7日	ロシア	下院、法務省、連邦憲法裁判所附属憲法裁判分析センター
	ハンガリー	日本国大使公邸（ハンガリー、ポーランド、チェコ、ルーマニアの日本国大使館員から各国憲法について説明聴取）
	オランダ	上院、女王官房府、内務省、日本国大使館（スウェーデン、デンマーク、ベルギーの日本国大使館員から各国憲法について説明聴取）
	イスラエル	ホテル内会議室（検事次長、クネセット基本問題委員会法律顧問及び委員長、学識経験者等と懇談）司法省、外務省
	スペイン	国務院、下院憲法委員会
平成14年9月23日～10月5日	イギリス	議員会館（人権に関する両院合同委員会委員と懇談）、副首相府、コンスティテューション・ユニット、日本国大使館（上院改革に関する両院合同委員会委員、政府上院改革チームのメンバー、公務員組合評議会事務局長と懇談）
	タイ	憲法裁判所、ラマ7世研究所、バンコク市内（元下院議長と懇談）
	シンガポール	日本国大使公邸（シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシアの日本国大使館員から各国憲法について説明聴取）、司法長官庁、外務省、日本国大使館及び大使公邸（学識経験者、国会議員と懇談）
	中国	中国人民大学、ホテル内会議室（学識経験者と懇談）、人民大会堂
	韓国	国会、憲法裁判所、国家人権委員会事務局

* 報告の時点では、衆参それぞれの三回目の海外調査はまだ終了していなかったが、この表においては追加して収録することとした。

参議院

期間	訪問国	訪問先等
平成13年1月7日～1月14日	アメリカ	ヒューマン・ライツ・ウォッチ (NPO)、インデペンデント・セクター (NPO)、ネイチャー・コンサーバンシー (NPO)、ブルッキングス研究所、連邦緊急事態管理庁、連邦最高裁判所、連邦議会、ジョージタウン大学、カリフォルニア州議会、サンフランシスコ市政府、カリフォルニア公共政策研究所、オークランド市政府
平成13年9月5日～9月13日	ドイツ	連邦議会、ドイツ環境保護リング (NGO)、連邦参議院、フンボルト大学
	スペイン	カルロス三世大学、上院憲法委員会、護民官
	イギリス	チャーター88 (新憲法制定を求める市民団体)、上院憲法問題特別委員会、ロンドン大学
平成14年9月3日～9月14日	イタリア	アマート元首相、上院憲法問題委員会、憲法裁判所
	ベルギー	上院、仲裁院、「国境なき弁護士団」国際連合 (NGO)、欧州委員会、欧州議会
	フランス	欧州評議会、欧州人権裁判所、上院法務委員会、パリ第一大学教授、パリ第二大学教授、憲法院、國務院